

入札説明書資料

国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務

【 配布資料内容 】

1	入札説明書	・・・ 1
2	別記様式1～4	・・・ 3
3	仕 様 書	・・・ 7
4	委 任 状	・・・ 55
5	入 札 書	・・・ 58
6	契 約 書 (案)	・・・ 61
7	公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書	・・・ 66

入 札 説 明 書

国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務に係る入札公告(令和8年3月11日付)に基づく一般競争入札については、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書」及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は入札公告に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、必要書類を提出し、担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出した資料に関し、競争参加資格確認担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、期限までに必要書類を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和8年3月11日(水) から 令和8年3月24日(火) まで。

(土曜、日曜、祝祭日を除く午前10時から午後5時まで)

②提出先

下記3に同じ。

③提出方法

提出先へ**持参**すること。

- (2) 提出書類は、次に掲げるところに従い作成し、提出すること。

①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

②電気・機械設備保守点検の実績申告書(別記様式1)

③誓約書(別記様式2)

④業務実績(別記様式3)

入札公告に掲げる業務実績の確認のため、本件と同種の業務実績を一つ記載すること。

⑤契約書の写し

④の業務実績として記載した契約書の写しを提出すること。

⑥会社の業務概要の資料(パンフレット等)

⑦本店確認書類(商業(法人)登記の一部事項証明書(商業(法人)登記簿抄本)また

は原本証明を行った一部事項証明書の写し。ただし、一部事項証明書及びその写しとも、本入札公告日前3ヶ月以内に発行されたもの)

- (3) 競争参加資格の確認は、書類の提出期限の日をもって行うものとする。

- (4) その他

- ①担当者は、提出された書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ②提出された書類は、返却しない。
- ③提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

2. 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 質問方法：内容を簡潔にまとめ、別記様式4に記入し、持参又はFAXにより、質問がある場合にのみ提出すること。
- (2) 提出期限：令和8年3月19日(木)14時まで
- (3) 提出先：下記3に同じ。
- (4) 回答：FAXにて回答を行う。
- (5) その他：再質問は認めない。また、電話や口頭等による個別対応は行わない。

3. 担当課及び担当者

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 管理課 営繕係

担当者 山城

電話 098-871-3303

FAX 098-871-3322

別記様式 1

電気・機械設備保守点検の実績申告書

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 池田 竹州 殿

会社名	
代表者名	印
本社所在地	
県内における拠点 (支店・営業所等)	名称 住所 (国立劇場おきなわまでの所要時間 分程度)
電話番号 F A X	
営業時間・曜日	
担当者 部署・氏名	
【沖縄県内拠点について】 正社員数 資格保有者人数 (当該業務に関する資格) 《資格人数の記入例》 電気工事士 *名 冷凍機械責任者 *名 等	
業務責任者	配置予定者氏名 : 経験年数 年

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 池田 竹州 殿

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名 ㊟

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団における、令和 年 月 日入札の「国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務」の競争参加にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
 - 3) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年沖縄県条例第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者。
 - 4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けている者。
 - 5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けている者。
 - 6) 特別清算開始の申立てがなされている者。
2. 貴運営財団から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。
3. 提出書類の内容については事実と相違ありません。
4. 弊社が落札したときは、貴運営財団が提示する仕様書に基づき、本請負業務を誠実に履行します。

以上

電気・機械設備保守点検の実績

会社名： _____ 印

競争参加資格	令和5年度以降に、継続して12ヶ月以上にわたり、当劇場と同等施設(延べ面積14,000㎡以上)で、沖縄県内において本件と同種の業務実績(電気・機械設備の保守点検業務実績)を有することを証明できる者であること。
施設名称	
延べ床面積	_____㎡ (確認できる書類を添付すること)
所在地	(都道府県名・市町村名)
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

件名：国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務
会社名：
TEL： FAX：
質問者氏名：

【質問欄】

【回答欄】

(公財)国立劇場おきなわ運営財団管理課 〈FAX 098-871-3322〉

注1) 質問のある場合にのみ提出すること

注2) 提出期限：令和8年3月19日(木) 14時

仕 様 書

1. 件 名 国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務
2. 作 業 場 所 国立劇場おきなわ施設内
(沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号)
「建物概要」 敷地面積 24,000㎡
建築面積 7,239㎡
延べ面積 14,729㎡
3. 業務対象設備 本仕様書別表に記載する。
及び点検時期
4. 業 務 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
5. 請 負 代 金 毎月の業務完了後に提出される請求書に基づき支払うものとする。
の 支 払 い
6. 業 務 内 容 (1) 業務内容は本仕様書一般事項、機器別点検方法によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(令和5年版)による。
(2) 点検報告書は国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修「建築保全業務報告書作成の手引き」(平成30年版)に基づき作成し、国立劇場おきなわ担当者へ提出する。その他、依頼事項及び故障等については速やかに報告し、対処方法を調整すること。
(3) 保守等に係る関係監督官庁等の検査・査察等の内、国立劇場おきなわ担当者が必要と認めた場合の立会いを行う。
7. 作 業 員 (1) 請負者は、作業内容に応じた適正な人員配置をしなければならない。
(2) 請負者は、本仕様書に基づき、作業員、作業責任者(作業員より選任)を定めてその氏名、年齢、経歴、写真、資格を予め提出するものとする。
(3) 作業責任者は、請負業務の総括責任者として十分な知識及び設備管理10年以上の実務経験を有すること。
(4) 電気作業員は電気工事士の資格を持ち、設備管理3年以上の実務経験を有すること。

- (5) 機械作業員は冷凍機械責任者の資格を持ち、設備管理3年以上の実務経験を有すること。
- (6) この業務の為の作業員の配属を定め、又は変更する時は、あらかじめ国立劇場おきなわ担当者に通知し、許可を得なければならない。
- (7) この業務の為配属された作業員が、この業務により死傷その他の損害を受けた場合は、国立劇場おきなわの重大な過失その他国立劇場おきなわの責に帰すべき事由のあるときを除き請負者の負担とする。

- 8. 業務時間 業務時間は原則として平日の日中に行うものとする。
- 9. 打合せ等
 - (1) 本作業の実施に先立ち、下記に関する書類を提出すること。
 - (a) 作業従事予定者名簿・・・職歴、経験年数、資格証明書等
 - (b) 業務方法 (c) 業務体制表
 - (d) 業務工程表 (e) 緊急時連絡体制
 - (2) 作業実施の際には、担当者及び国立劇場おきなわ中央監視員と十分打ち合わせを行うこと。
 - (3) 本業務で発生する廃液等の廃棄物は、適切に処理を行うこと。
 - (4) その他詳細については、担当者と協議のうえ決定すること。
- 10. 安全確保 作業実施においては、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う作業の実施においては、十分に安全を確保しなければならない。
- 11. 成果報告書 本業務を履行したときは、次の書類を提出すること。
 - (a) 業務点検報告書 (b) 業務実施状況写真
 - (c) その他提出を求めた書類
- 12. 機材等の負担区分 業務遂行に必要な計器、工具、機材類、ウエス、潤滑油等は、請負者が負担するものとする。ただし、電力、用水等は無償で供与する。
- 13. 損害賠償 本作業の請負者(作業員を含む)が請負者の責に帰すべき事由により、国立劇場おきなわの建物、設備、物品等に損害を与えた時は賠償の責に任ずるものとする。

一 般 事 項

1. 適 用

本編は「国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務」に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、電気設備及び機械設備について専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

3. 点検の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、「別表 設備一覧」による。
- (b) この業務の対象部分について「機器別点検方法」に示す点検内容を実施し、その結果について報告する。なお、この業務の対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、国立劇場おきなわ担当者に報告する。

4. 保守の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
(空調室外機フィンの水洗い清掃も含む)
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ④ 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装(タッチペイント)
- (8) その他これらに類する軽微な作業

5. 点検の実施

- (a) 点検を行う場合には、あらかじめ国立劇場おきなわ担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (b) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。

- (c)測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d)異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

6. 周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

- (1)「1M」は、1ヶ月に1回行うものとする。
- (2)「6M」は、6ヶ月に1回行うものとする。
- (3)「1Y」は、1年に1回行うものとする。
- (4)「IN」は、シーズンイン点検を示すもので、冷房期間開始直前に行うものとする。
- (5)「ON」は、シーズンオン点検を示すもので、冷房期間中に行うものとする。
- (4)「OFF」は、シーズンオフ点検を示すもので、冷房期間終了直後に行うものとする。

7. 支給材料

保守に用いる次の消耗品・付属品等は、特記がある場合を除き、請負者の負担外とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

8. 応急措置等

- (a)点検の結果・対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに国立劇場おきなわ担当者に報告する。
- (b)落下・飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに国立劇場おきなわ担当者に報告する。
- (c)応急措置、危険防止措置にかかる費用は、国立劇場おきなわ担当者との協議による。

9. 点検の省略

- (a)次に掲げる部分は点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
 - (1)容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - (2)配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - (3)電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - (4)地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの

- (5) 足場のない給気又は排気のための塔
- (6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

10. 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ国立劇場おきなわ担当者の承諾を受ける。

別表 設備一覧

(1/4)

名称	数量	設備概要	点検時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
直燃吸収冷温水機	2基	ガス焚二重効用吸収冷凍機、冷凍能力875kW、燃料:都市ガス、 燃焼消費量166Nm ³ /h	A				B						C		
冷却塔	2基	解放式直交流白煙防止低騒音型冷却塔(吸収式249RT用)、冷却能力1,690kW	A		B		B				B		C		
チリングユニット	2基	空冷式セパレート型ブラインチラー、冷却能力255kW	B	A	B	B	B	B	B	B	B	B	C	B	B
熱交換器	2基	プレート形(ブライン-冷水)、寸法600×1500×2000L					B								
氷蓄熱コイルユニット	2基	スタティック型内融式、蓄熱量8,260MJ、解凍能力255kW、 保存水量44,700kg		A								C			
膨張タンク	4基	密閉式、第2種圧力容器、膨張量240L(1基)、160L(2台)、33L(1台)					B								
空調用ポンプ	13台	片吸込多段渦巻型(6台)、片吸込渦巻型(5台)、ライン型(2台)					6M							6M 1Y	
冷水ヘッダー	4基	400φ×4,550L(2基)、400φ×5,300L(2基)					B								
ユニット形空気調和機	10台	還気ファン・全熱交換器相込型エアハンドリング(3台)、 還気ファン相込型エアハン(2台)、エアハンドリング(5台)	A		B		B			B		B		B	
コンパクト形空気調和機	10台	大劇場舞台袖用、小劇場舞台用、楽屋用等	A		B		B			B		B		B	
ファンコイルユニット	67台	天井カセット型2方向(66台)、天井隠ぺい型(1台)		A											
パッケージ形空気調和機	22基	恒温恒湿(3基)、空冷式(13基)(法定冷凍能力20トン未満)、除湿用(6基)	A		B		B			B		B		B	
〃	55基	マルチ形(55基)	A		B		B			B		B		B	
全熱交換器	15台	天井埋込、静止形 処理風量2,000m ³ 以下					6M							6M 1Y	
給気・排気ファン	151台	ラインファン(90台)、片吸込シロッコ(52台)、片吸込(8台)、軸流ファン(1台)					6M							6M 1Y	
天井扇	2台	天井扇(2台)													1Y
真空式温水発生機	2基	ガス焚真空温水機(2回路型)、給湯能力223kW、燃料:都市ガス、 燃焼消費量56.0Nm ³ /h、伝熱面積5.11m ²										A			

※点検時期表示例 A:シーズンイン点検 B:シーズンオン点検 C:シーズンオフ点検 1M:月1回点検 6M:6月1回点検 1Y:年1回点検 月:月例点検

(※フロン排出抑制法に基づく、簡易点検(すべての対象機器)及び定期点検(点検頻度が1年に1回以上及び3年に1回以上の機器が対象)を実施すること。)

別表 設備一覧

(2/4)

名称	数量	設備概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			拡声設備											
増幅器	1台	非常用、業務用兼用							1Y					
電気時計装置	一式	水晶式親機1面、子機96台蓄電池内蔵							1Y					
誘導支援設備														
音声誘導装置	一式	音声制御装置(3基)、スピーカ(天井埋込×2、野外用×1、アンテナ×2)、磁気センサ(1台)、							1Y					
インターホン設備	5台	カラーモニター付ドアホン親機(2台)、同増設親機(1台)、カラーカメラ付玄関子機(2台)							1Y					
トイレ等呼出設備	41台	親機(3台)、トイレ・浴室用呼出ボタン(32台)、トイレ用スピーカ・マイク子機(6台)							1Y					
テレビ共同受信設備														
機器・機器収容箱	82台	機器(2端子形直列ユニット67台)、機器収容箱(増幅器15台)							1Y					
アンテナ・マスト	3基	UHF、VHF、BS							1Y					
外灯														
外灯・ライトアップ用	180 171基	外灯1基1灯型×12、外灯1基2灯型×5、外壁ライトアップ(庇上部)×12、ポール(庭園灯)×18、前庭照射照明×16、ソーラー照明×20、軒下(回廊部)×49、駐車場入口サイン灯×9、サイン灯(埋込型)×7、楽屋口スロープ灯×5、植栽ライトアップ× 2 12、ポスター掲示板内部×6							1Y					
雷保護設備														
受雷部 突針	1基	鋼管(STK400) 溶融亜鉛メッキ							1Y					
受雷部 棟上導体	273m	耐食アルミ合金							1Y					
接地極	7ヶ所	銅製							1Y					

※点検時期表示例 1Y:年1回点検

別表 設備一覧

(3/4)

名 称	数 量	設 備 概 要														
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
直流電源設備																
蓄電池盤	1組	定電圧、定電流制御機能、自動充電制御機能			6M								6M	1Y		
蓄電池	一式	制御弁式据置鉛蓄電池、300Ah（10時間率）/195Ah（1時間率） 54セル			6M								6M	1Y		
監視カメラ設備																
固定カメラ	22台	ネットワーク式(カラー)							1Y							
レンズ固定	18個	自動絞り							1Y							
〃 電動ズームレンズ	4個	自動絞り							1Y							
ハウジング	3個	屋外型							1Y							
ビデオモニター カラー	5台								1Y							
電動雲台	4個								1Y							
リモート操作機	3台								1Y							
レンズ・電動雲台一体型 カメラ	1台								1Y							
エンコーダー	1台								1Y							
録画サーバ	1台								1Y							

※点検時期表示例 6M:6月1回点検 1Y:年1回点検

別表 設備一覧

(4/4)

名称	数量	設備概要												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給排水衛生機器														
受水槽 点検保守	1基	ステンレス製単板パネル型二槽式(SUS444製) 有効容量35.0m ³												1Y
貯湯槽 点検保守	2基	ステンレス製縦型(SUS444製)(第2種圧力容器) 有効容量3.5m ³												1Y
〃 清掃	2基	〃												1Y
膨張タンク(給湯系統)	1基	密閉式膨張タンク(第2種圧力容器) 膨張量573L												B
給水ポンプユニット	6基	推定末端圧力一定台数制御インバータ方式給水ユニット 〔給水ポンプ(上水用×3、雑用水用×3)〕						6M						6M 1Y
給湯ポンプ	4基	ラインポンプ(温水1次ポンプ×2、温水1次ポンプ×2)	1M		1M		6M		1M		1M		6M 1Y	
揚水ポンプ	2基	雨水揚水ポンプ×2	1M		1M		6M		1M		1M		6M 1Y	
排水ポンプ	22基	汚水ポンプ×2、雑排水ポンプ×4、湧水ポンプ×14、雨水ポンプ×2				6M						1Y	6M 1Y	
雑用水槽	1基	雑用水槽(140m ³)					6M					1Y		6M
雑排水槽・汚水槽	3基	雑排水槽(2m ³)・(3.5m ³)、汚水槽(3m ³)					6M					1Y		6M
電気温水器	8台	80L												
衛生器具														
大、小便器	116個	洋風温水洗浄便器(81個)、 小便器(35個)洗浄弁方式			6M							6M		
洗面器、手洗器	85個	洗面器(69個)、手洗器(6個)			6M							6M		
掃除流し、台所流し	15個				6M							6M		

※点検時期表示例 B:シーズンオン点検 1M:月1回点検 6M:6月1回点検 1Y:年1回点検 月:月例点検

機器別点検方法

建築保全業務共通仕様書及び同解説（令和5年版）より

直焚吸収冷温水機（P94抜粋）

(a) 吸収冷温水機に付属する燃焼装置等の保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令及び同規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 直焚吸収冷温水機の点検項目及び点検内容は、表1による。

(c) 点検周期は、次による。

- (1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年1回
- (2) シーズンオン点検：運転期間中の適切な時期に年1回
- (3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年1回

表1. 直焚吸収冷温水機

(1/5)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。	IN, OFF	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN, OFF	
	③取付け状態を点検する。	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
b. 保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無を点検する。	IN, OFF	
3. 内部の状況			
a. 燃焼室	①焼損及び燃焼ガスのリークの有無を点検する。	OFF	
	②耐火材のき裂、脱落等の有無を点検する。	OFF	
	③燃焼室内部の腐食及び汚れの有無を点検する。	OFF	
	④燃焼ガス出口部の腐食の有無を点検する。	OFF	
b. 熱交換器	①伝熱管のスケール付着の有無を点検する。	OFF	
	②伝熱管の腐食の有無を点検する。	OFF	
	③水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。	OFF	
4. 付属品			
a. 温度計・圧力計	①正常値を指示していることを確認する。	IN, ON, OFF	
	②取付け部等の漏れの有無を点検する。	IN, ON, OFF	
	③汚れ及び損傷の有無を点検する。	IN, ON, OFF	

表1. 直焚吸収冷温水機

(2/5)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
b. 付属弁	①弁の開閉の良否を点検する。 ②調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることを確認する。	IN IN	
5. 動力盤	①冷房又は暖房の切り換えが正しいことを確認する。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ③作動の良否を点検する	IN IN IN	
6. 電気系統			
a. 操作回路、ヒーター回路・電動機回路 【キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワーファン、油ポンプ】	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN	30V未満の回路は除く。
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無を点検する。	IN	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。	IN	
d. サーマルリレー	キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワーファン及び油ポンプ等の各モータ用サーマルリレーの設定値を確認する。	IN	
e. 電極棒	機能を点検する。	IN	
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。	IN	
g. 接地	①断線及び緩みの有無を点検する。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN IN	
7. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することを確認する。 (実作動が困難な場合は疑似回路としてもよい)	IN	

表1. 直焚吸収冷温水機

(3/5)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
b. インターロック	作動の良否を点検する。	IN	
8. 燃焼装置			
a. 燃料系統配管	(社)日本冷凍空調工業会JRA4004 (ガス吸収冷温水機安全基準) に定められた方法により外部漏れを確認する。	IN, OFF	
b. 弁	①(社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004(ガス吸収冷温水機安全基準)に示す方法による弁越リーク量が基準以内であることを確認する。 ②電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否を点検する。 ③異常時に規定値で作動することを確認する。 ④通電時にチャタリング、過熱、異音等の異常のないことを確認する。	IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON	
c. バーナー	①耐火材のき裂及び欠損の有無を点検する。 ②ヘッド部の焼損及び変形の有無を点検する。 ③ノズルを取外し、洗油又はシンナーで清掃する。 ④点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否を確認する。	IN, ON OFF OFF IN	
d. リンク機構	①動作の良否を点検する。 ②ボールジョイントの緩み及び損傷の有無を点検する。	IN, ON, OFF IN, OFF	
e. 火炎検知器	①光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、き裂の有無並びに絶縁の良否を確認する。 ②フレイムロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否を確認する。	IN IN	
9. 冷温水及び冷却水 系統	①出口及び入口の圧力損失が規定値にあることを確認する。 ②各水室部に水漏れのないことを確認する。 ③冷却水系の水抜き確認を行う。	IN IN IN	
10. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことを確認する。	IN, ON	

表1. 直焚吸収冷温水機

(4/5)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
b. 電流・電圧	①運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 ②運転電流が規定値以下であることを確認する。	IN, ON IN	
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことを確認する。	IN, ON	
d. 温度制御	設定温度で作動することを確認する。	IN, ON	
e. 燃焼制御	プレパージ時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否を点検する。	IN, ON	
f. 燃焼状態	①正常に着火することを確認する。 ②メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことを確認する。 ③フレイム電流を測定し、その良否を確認する。 ④排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。	IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON	
g. 熱交換器	①冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。	IN, ON IN	
11. 真空気密			
a. 抽気ポンプ	①起動時に固着及び異音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 ②ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。	IN, ON, OFF	
c. パラジウムセル ユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無を点検する。	IN, ON, OFF	

表1. 直焚吸収冷温水機

(5/5)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。	IN, ON, OFF	
12. 冷媒・吸収剤	①攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ②溶液に汚れがないことを確認する。	IN, ON IN, ON	
13. 保存			
a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存する。	OFF	
b. 冷温水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合にあっては、さび止め剤を規定の濃度まで注入する。	OFF	
c. 溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることを確認する。	OFF	

冷却塔 (P103抜粋)

(a) 冷却塔の点検・保守は、建物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法理を遵守し適切に実施する。

(b) 冷却塔の点検項目及び点検内容は、表2による。

(c) 点検周期は、次による。

- (1) シーズンイン点検: 運転期間開始前に年1回
- (2) シーズンオン点検: 運転期間中に実施は、特記による。
- (3) シーズンオフ点検: 運転期間完了後に年1回

表2. 冷却塔

(1/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 ③防振装置の損傷等の有無を点検する。 ④防振ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。 ⑤取付け状態を点検する。	IN IN IN IN ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN, ON, OFF	

表2. 冷却塔

(2/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
b. 散水装置	①損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検する。 ②散水穴の目詰まりの有無を点検する。 ③散水管の回転が円滑であることを確認する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
c. 梯子・点検扉	損傷、変形、腐食等の有無を点検する。	IN, OFF	
d. エリミネーター	損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。	IN, OFF	
e. ルーバー	損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。	IN, ON, OFF	
f. 充填材	①スケール等の付着の有無を点検する。 ②目詰まりの有無を点検する。 ③座屈、変形等の有無を点検する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
g. 架台	①損傷、変形、腐食等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
3. 水槽			
a. 本体	①内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 ②水漏れの有無を点検する。 ③水位が規定の位置にあることを確認する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON	
b. 給水装置	ボールタップ等が確実に作動することを確認する。	IN, ON, OFF	
c. ストレーナ	目詰まり、損傷等の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
d. フレキシブル ジョイント	接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。	IN, OFF	
4. 送風機			
a. 羽根車	①損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 ②回転に支障のないことを確認する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
b. ファンケーシング	損傷、腐食等の有無を点検する。	IN, ON, OFF	

表2. 冷却塔

(3/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
c. 軸受	①軸が円滑に回転することを確認する。 ②油量の適否を点検する。	IN, ON, OFF IN, ON	
d. 電動機	①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②円滑に回転することを確認する。 ③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 ④異常音、異常振動等の有無を確認する。	IN IN, OFF IN ON	
e. ベルト	①張り具合の適否を点検する。 ②損傷及び摩耗の有無を点検する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
f. プーリー	損傷、摩擦等の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
5. 運転調整	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。 ②異常音及び異常振動のないことを確認する。 ③電源電圧の変動が規定値内にあることを確認する。 ④運転電流が定格値以下にあることを確認する。 ⑤散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認する。 ⑥散水が均一に分散していることを確認する。 ⑦水槽の水位が運転前及び運転状態が適正であることを確認する。	IN IN IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON IN	
6. シーズンオフ時の 保存	器内の水を確実に抜いたうえ保存する。	OFF	

チリングユニット (P84抜粋)

- (a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、経済産業省令に定める者による性能検査とする。
- (c) チリングユニットの点検項目及び点検内容は、表3による。
- (d) 点検周期は、次による。
- (1) シーズンイン点検: 運転期間開始前に年1回
 - (2) シーズンオン点検: 運転期間中に毎月1回
 - (3) シーズンオフ点検: 運転期間終了前に年1回

表3. チリングユニット

(1/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 ④取付状態を点検する。	IN, OFF IN, OFF IN, ON, OFF ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
4. 付属品			
a. 温度計・圧力計	①正常値を指示していることを点検する。 ②取付け部等の漏れの有無を点検する。 ③汚れ及び損傷の有無を点検する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無及び作動の良否を点検する。	IN, ON	
5. 電気系統			
a. 操作回路・動力回路	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN, OFF	
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
c. クランクケース ヒーター	①温度の異常の有無を点検する。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ③通電状態及び発熱状態に異常のないことを確認する。	IN, OFF IN, OFF ON	
d. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。	IN, ON, OFF	
e. 電磁開閉器	異音及び劣化の有無を点検する。	IN, OFF	
f. 接地	①断線及び緩みの有無を点検する。 ②接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN IN	

表3. チリングユニット

(2/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
6. 保安装置			
a. 圧力開閉器	設定値で作動することを確認する。	IN	
b. 吐出ガス温度 サーモ	作動の良否を点検する。	IN	
c. 断水リレー	作動の良否を点検する。	IN	
d. インターロック	作動の良否を点検する。	IN	
e. 冷水凍結防止 サーモ	作動の良否を点検する。	IN	
f. 可溶栓	変形、破損等の有無を点検する。	IN	
7. 冷媒系統	①ガス漏れの有無を点検する。 ②配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の有無を点検する。	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。	IN, ON, OFF	
9. 冷水及び冷却水系統	①漏れの有無を点検する。 ②弁の開閉の良否を点検する。	IN, ON IN, ON	
10. 排水系統	通水試験を行い、流れに支障のないことを確認する。	IN, OFF	
11. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことを確認する。	IN, ON	
b. 電源電圧・電流	①運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 ②主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以下にあることを確認する。	IN, ON IN, ON	
c. 冷媒ガス	高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることを確認する。	IN, ON	

表3. チリングユニット

(3/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
d. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。	IN, ON	
e. 熱交換状況	冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。	IN, ON	
f. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することを確認する。	IN, ON	
12. 保存	水系統(排水系統を除く。)は、確実に水を抜いたうえ保存する。	OFF	

熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク (P107)

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様等により実施する。
- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、登録性能検査機関等による性能検査とする。
- (c) 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンクの点検項目及び点検内容は、表4による。
- (d) 点検周期は、次による。

シーズンオン点検: 運転期間中に年1回(小型圧力容器及び第二種圧力容器)

表4. 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

(1/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①基礎のき裂、沈下等の有無を点検する。	ON	
	②架台の曲り、さび、損傷等の有無を点検する。	ON	
	③基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。	ON	
	④配管支持部の変形の有無を点検する。	ON	
2. 外観の状況	①損傷、腐食等の有無を点検する。	ON	
	②漏れの有無を点検する。	ON	
	③蓋の取付け状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	ON	
		ON	

表4. 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

(2/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
3. 圧力計・水高計・ 温度計	④保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	ON	
	①正常値を指示していることを確認する。	ON	
	②取付け部等の漏れの有無を点検する。	ON	
4. 付属管及び弁 a. 逃し管	③汚れ及び損傷の有無を点検する。	ON	
	①漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	ON	
b. その他の管	②保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	ON	
c. 安全弁又は逃し弁	漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	ON	
	①取付けボルトの緩みを点検する。	ON	
	②漏れの有無を点検する。	ON	
d. その他の弁	③テストレバーのあるものは、作動テストをする。	ON	
	作動の良否及び漏れ、損傷等の有無を点検する。	ON	

氷蓄熱ユニット(P102)

(a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、経済産業省令に定める者による性能検査とする。
に定めるところによる。

(c) 点検項目、点検内容は、表5によるほか、「表3. チリングユニット」による。

(d) 点検周期は、次による。

(1) シーズンイン点検: 運転期間開始前に年1回

(2) シーズンオフ点検: 運転期間完了後に年1回

表5. 氷蓄熱ユニット

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。	IN, OFF	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN, OFF	
	③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。	IN, OFF	
2. タンク	水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。	IN, OFF	
3. 氷生成装置	熱交換器部分の汚れ、破損等の有無を点検する。	IN, OFF	

空調用ポンプ(P113)

- (a)本項は、空調用ポンプに適用する。
 (b)点検項目及び点検内容は、表6による。
 (c)点検周期は、次による。

- (1)月1回点検
~~(2)6月1回点検~~
 (3)年1回点検

表6. 空調用ポンプ

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。	6M	
	②防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。	6M	
2. 外観の状況	①腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。	6M	
	②軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。	6M	
	③ベルトの損傷等の有無を点検する。	6M	
	④芯出しの良否を点検する。	6M	
	⑤ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。	6M	
	⑥軸封の漏水状態を点検する。	6M	
	⑦設置の状況を確認する。	6M	
3. 電動機	①発熱の異常の有無を点検する。	6M	
	②回転方向が正しいことを確認する。	1Y	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	6M	
	④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	1M	
4. フート弁・逆止弁	開閉状態の良否を点検する。	6M	
5. 圧力計・連成計又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	②指示値が適正であることを確認する。	1Y	
6. 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	1Y	
	②運転電流が定格値以下であることを確認する。	1Y	

ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機(P110)

(a) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の点検項目及び点検内容は、表7による。

(c) 点検周期は、次による。

(1) シーズンイン点検: 運転期間開始前に年1回

(2) シーズンオン点検: 特記による。

表7. ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

(1/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。	IN IN IN	
2. 外部の状況			12条点検
a. 本体	①設置の状況及び劣化・損傷の状況を確認する。 ②腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN IN	
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無を点検する。	IN	
3. 送風機			
a. 羽根車	①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。	IN IN	
b. シャフト	汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する。	IN	
c. ベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	IN, ON	
d. プーリー	摩耗等の有無を点検する。	IN	
e. 軸受	①異常音、異常振動等の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。	IN, ON IN, ON	
f. カップリング	摩耗、損傷等の有無を点検する。	IN	
g. 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③表面温度の異常の有無を点検する。	IN IN ON	

表7. ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

(2/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
	④電流が定格値内であることを確認する。	IN, ON	
4. 熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する。	IN	
5. 加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検し、清掃する。	IN, ON	
	②作動の良否を点検する。	IN, ON	
	③汚れ、損傷等の有無を点検する。	ON	
	④加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。	IN, ON	
6. エリミネータ	詰まり、腐食等の有無を点検する。	IN, ON	
7. 水系統			
a. 加湿用給水	①給水止弁の開閉を点検する。	ON	
	②漏れ及び汚れのないことを確認する。	ON	
b. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検し、清掃する。	IN, ON	
c. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	IN, ON	
8. エアフィルター			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無を点検する。	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無を点検する。	IN, ON	
9. 運転調整	①運転状況を確認する。	IN	12 条点検
	②運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	IN	
	③運転電流が定格以下であることを確認する。	IN	

ファンコイルユニット(P111)

(a) ファンコイルユニットの点検項目及び点検内容は、表8による。

(b) 点検周期は次による。

シーズンイン点検: 運転期間開始前に年1回

表8. ファンコイルユニット

(1/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 外観の状況			
a. 本体	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN	
	②固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検する。	IN	
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無を点検する。	IN	
c. 吹出口	汚れ、破損等の有無を点検する。	IN	
2. 送風機			
a. 羽根車	①汚れ及びさび、腐食、変形等の有無を点検する。	IN	
	②回転バランスの良否を点検する。	IN	
b. 電動機	①異常音、異常振動等の有無を点検する。	IN	
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN	
	③回転がスムーズであることを確認する。	IN	
3. 熱交換器			
	①冷温水コイルの破損及び腐食の有無を点検する。	IN	
	②フィンの汚れ及び目詰まりの有無を点検する。	IN	
4. 排水系統			
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	IN	
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	IN	
5. エアフィルター			
a. ろ材	汚れ、損傷等の劣化の有無を点検する。	IN	
b. 枠	変形、腐食等の劣化の有無を点検する。	IN	
6. 電装部品			
a. 電気配線	損傷、過熱等の有無を点検する。	IN	
b. 接続端子	端子接続の緩みの有無を点検する。	IN	

表8. ファンコイルユニット

(2/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
c. 操作スイッチ、 運転表示灯	①損傷、破損等の有無を点検する。	IN	
	②表示灯の点灯状態を点検する。	IN	
	③風量切替え等の作動の良否を点検する。	IN	
7. 弁類	①損傷及び破損の有無を点検する。	IN	
	②エア抜き弁及びドレン抜き弁の良否を点検する。	IN	

パッケージ形空気調和機・除湿器・マルチパッケージ形空気調和機(P110)

(a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、経済産業省令に定める者による性能検査とする。

(c) パッケージ形空気調和機・除湿機・マルチパッケージ形空気調和機の点検項目及び点検内容は、表9 (A) 及び表9 (B) による。

(d) 点検周期は、次による。

(1) シーズンイン点検: 運転期間開始前に年1回

(2) シーズンオン点検: 特記による

表9 (A). パッケージ形空気調和機 (室外機)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。	IN	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN	
	③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。	IN	
2. 外観の状況	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN, ON	
	②機器及び機器周辺の油のにじみの有無の点検	IN, ON	
3. 電気系統			
a. 操作回路・動力回路	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN	
b. 端子	緩み及び変色の有無を点検する。	IN	
c. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を確認する。	IN	
d. クランクケースヒータ	通電及び発熱状態に異常のないことを点検する。	IN	

4. 送風機			
a. Vベルト	緩み、き裂、摩耗等の有無を点検する。	IN	
b. 軸受	異常音、異常振動等の有無を点検する。	IN	
c. 羽根車	汚れ、損傷等の有無を点検する。	IN	
5. 冷媒系統	①ガス漏れの有無を点検する。	IN	
	②配管の損傷等の有無を点検する。	IN	
	③四方弁動作の良否の点検	IN	
6. 空気熱交換器	汚れ、さび、腐食、損傷等の有無を点検	IN	
7. 保安装置			
a. 圧力開閉器	動作の良否の確認	IN	
b. 安全弁	ガス漏れ、変形等の有無を確認する。	IN	
c. 過熱防止器	作動の良否を確認する。	IN	
d. 圧力計	指示値が正常であることを確認する。	IN	
8. 自動制御機器	温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することを確認する。	IN	
14. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことを確認する。	IN, ON	
b. 電源電圧	①供給電源電圧に異常のないことを確認する。	IN	
	②運転時における電圧変動が規定値内にあることを確認する。	IN	
c. 運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下であることを確認する。	IN	
e. 空気熱交換状況	吹込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱熱交換状況が正常であることを確認する。	IN	

表9(B). パッケージ形空気調和機（室内機）

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN	
b. 吸込口・吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	IN	
2. 水系統			
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	IN, ON	・ON は冷房 運転期間中 に限る ・必要に応じ て清掃を実 施
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。	IN	
3. 送風機			
a. 軸受	異常音、異常振動等の有無を点検する。	IN	
b. 羽根車	汚れ、損傷等の有無を点検する。	IN	
4. エアフィルター			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無を点検する。	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無を点検する。	IN, ON	
5. 空気熱交換器	①汚れ、損傷等の有無を点検する。 ②霜付きの有無を点検する。	IN, ON IN, ON	
6. 自動制御機器	リモコンスイッチ等によるON-OFF、温度調整の動作確認	IN	
7. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことを確認する。	IN	
b. 空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	IN	

全熱交換器 (P116)

(a) 全熱交換器の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(a) 全熱交換器の点検項目及び点検内容は、表10による。

(b) 点検周期は、次による。

- (1) 月1回点検
- (2) 6月1回点検
- (3) 年1回点検

表10. 全熱交換器

(1/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。	1Y	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。	6M	
2. 外観の状況			
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無を点検する。	1Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無を点検する。	6M	
c. 保温材	破損の有無を点検する。	1Y	
3. 熱交換エレメント			
a. エレメント	詰まり、損傷等の有無を点検する。	6M	
b. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 送風機	異常音、異常振動等の有無を点検する。	1Y	
5. 電気系統			
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内であることを確認する。	1Y	
b. 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	②表面温度の異常の有無を点検する。	1Y	
	③電流が定格値内であることを確認する。	6M	
	④オイルシールの油漏れの有無を点検する。	1Y	

給気・排気ファン(P114)

(a) 給気・排気ファンの点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 給気・排気ファンの点検項目及び点検内容は、表11による。

(c) 点検周期は、次による。

- (1) 月1回点検
- (2) 6月1回点検
- (3) 年1回点検

表11. 給気・排気ファン

(1/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。	1Y	12 条点検
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	6M	
	③防振材の破損等の有無を点検する。	6M	
	④天井吊りの場合の脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	6M	
2. 外観の状況	①設置の状況を確認する。	6M	
	②汚れの有無を点検する。	6M	
	③腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。	6M	
3. 電動機	①発熱の異常の有無を点検する。	6M	
	②回転方向が正しいことを確認する。	1Y	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	6M	
	④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	6M	

表11. 給気・排気ファン

(2/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
4. 軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。	6M	
5. Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	6M	
6. Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を点検する。	6M	
7. Vプーリ	①摩耗、損傷等の有無を点検する。	6M	
	②芯出しの良否を点検する。	6M	
8. 羽根車	①汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。	1Y	

9. 運転調整	②ボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	
	③ケーシング等に接触していないことを確認する。	1Y	
	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	1Y	
	②運転電流が定格値以下であることを確認する。	1Y	

天井扇(P115)

(a) 天井扇の点検項目及び点検内容は、表12による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表12. 天井扇

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 固定部	①亀裂等の有無を点検する。	1Y	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	1Y	
	③防振材の破損、劣化等の有無を点検する。	1Y	
	④天井吊りの場合は、脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	1Y	
2. 外観の状況	①汚れの有無を点検する。	1Y	
	②腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	
3. 電動機	①回転方向が正しいことを確認する。	1Y	
	②表面温度の異常の有無を点検する。	1Y	
	③運転電流が定格値以下であることを確認する。	1Y	
4. 羽根車	①汚れ、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	
	②ボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	
	③フレーム等に接触していないことを確認する。	1Y	
	④異常音、異常振動等の有無を点検する。	1Y	

真空式温水発生機 (P81)

(a) 温水発生機に付属する燃焼装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 真空式温水発生機の点検項目及び点検内容は、表13による。

(c) 点検周期は、次による。

(1) シーズンイン点検: 年1回

表13. 真空式温水発生機

(1/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無を点検する。	IN	
	② ボルトの緩みの有無を点検する。	IN	
2. 外観の状況			
a. 本体	汚れ及び燃焼ガスの漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無を点検する。	IN	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無を点検する。	IN	
3. 内部の状況			
a. 燃焼室及び伝熱面	① 清掃のうえ、過熱、腐食、水漏れ等の有無を点検する。	IN	
	② 真空度が規定の許容範囲内にあることを確認する。	IN	
	③ 燃焼ガス漏れの有無を点検する。	IN	
	④ 運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。	IN	
b. 熱交換器	① 接続部の水漏れの有無を点検する。	IN	
	② 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。	IN	
	③ 逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。	IN	
c. 煙道・煙突	① 割れ、腐食等の劣化及び雨水の浸入の有無を点検する。	IN	
	② 排ガスの漏れの有無を点検する。	IN	
	③ 耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無を点検する。	IN	
		IN	
4. 付属品			
a. 抽気装置	① 作動の良否を点検する。	IN	
	② 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷等の有無を点検する。	IN	

表13. 真空式温水発生機

(2/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
5. 燃焼装置	b. 制御安全装置	③弁の損傷及び詰まりの有無を点検する。	IN
		④配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。	IN
		⑤抽気ブローの作動の良否を点検する。	IN
	a. バーナー	①温度調節器の作動の良否を点検する。	IN
		②溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。	IN
		③抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否を点検する。	IN
		①炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。	IN
		②点火及び消火の良否を点検する。	IN
		③炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。	IN
		④ノズル、ディフューザー、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無を点検する。	IN
b. 電極棒	異物の付着及び腐食の有無を点検する。	IN	
c. ストレーナー	漏れの有無を点検する。	IN	
d. 電磁弁・油圧計	作動の良否を点検する。	IN	
e. 火炎検出器	①火炎検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、き裂等の有無を点検する。	IN	
	②検出部の装着及び接触の良否を点検する。	IN	
f. 燃料遮断弁	①ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることを確認する。	IN	
	②弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。	IN	
6. 操作盤	①盤内機器の取付け状態の良否並びに過熱及び異臭の有無を点検する。	IN	
	②端子の変色、さび及び汚れの有無を点検する。	IN	
	③温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無	IN	

	を点検する。 ④表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検する。	IN	
--	------------------------------------	----	--

ポンプ(P121)

(a)本項のポンプは、給水ポンプユニット、雨水揚水ポンプ、給湯ポンプ(以下「陸上ポンプ」という。)並びに汚水、雑排水、湧水及び雨水ポンプ(以下「排水ポンプ」という。)に適用する。

(b)陸上ポンプの点検項目及び点検内容は、表14(A)による。

(c)排水ポンプの点検及び点検内容は、表14(B)による。

(d)点検周期は、次による。

- (1)月1回点検
- ~~(2)6月1回点検~~
- (3)年1回点検

表14(A). 陸上ポンプ

(1/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。	6M	
	②防振装置の変形、劣化等の有無を点検する。	6M	
2. 外観の状況	①グラウンド漏れが正常であることを確認する。	6M	
	②ケーシングの結露水、グラウンド漏れ等の排水が排水管に流れていることを点検する。	6M	
3. 電動機	③腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。	6M	
	④軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。	6M	
	⑤軸継手の芯出しの良否を点検する。	6M	
	⑥ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。	6M	
4. 制御機器 【給水ポンプユニットに限る。】 a. 制御盤	①発熱の異常の有無を点検する。	6M	
	②回転方向が正しいことを確認する。	1Y	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	6M	
	④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	6M	
	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。	6M	

表14(A). 陸上ポンプ

(2/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
b. 圧力発信器	②表示ランプの点灯の良否を点検する。	6M	
	①正常値を示していることを確認する。	6M	
	②機能の異常の有無を点検する。	6M	
5. 圧力タンク 【給水ポンプユニットに限る。】	①腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。	6M	
	②封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する。	6M	
6. フート弁・逆止弁 【雨水揚水ポンプ・給湯ポンプに限る。】	開閉状態の良否を点検する。	6M	
7. 圧力計・連成計又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	②正常値を示していることを確認する。	1Y	
8. 運転調整	①運転の状況を確認する。	1Y	
	②運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	1Y	
	③運転電流が定格値以下であることを確認する。	1Y	

表14(B). 排水ポンプ

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 本体・着脱装置・ガイド部	①設置の状況を確認する。	1Y	12条点検
	②腐食、損傷等の有無を点検する。	1Y	
2. 電動機	①発熱の異常の有無を点検する。	6M	
	②回転方向が正しいことを確認する。	1Y	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	6M	
3. ケーブル	①損傷等の有無を点検する。	1Y	
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
4. 連成計又は圧力計	①腐食、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	②正常値を示していることを確認する。	1Y	

5. 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	1Y	
	②運転電流が定格値以下であることを確認する。	1Y	

直流電源設備 (P52)

1.1 共通事項

- (a) 本節は、防災電源用、操作用、バックアップ用の直流電源設備に適用する。
- (b) 点検作業は、原則として通電状態で行うものとする。
- (c) 点検周期は、次による。

- (1) 6月1回点検
- (2) 年1回点検

1.2 整流装置

整流装置の点検項目及び点検内容は、表15による。

表15. 整流装置

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 外箱、機器等の外観 状況	①外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。	6M	12 条点検
	②各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異常音、異臭等の有無を点検する。	6M	12 条点検
	③固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	1Y	12 条点検
2. 機能	①次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・浮動充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流(盤面計器による。)	6M	
	②開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。	6M	
	③過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。	1Y	
	④自動回復充電の動作を確認する。	1Y	
3. 配線、端子	内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。	1Y	
4. 絶縁抵抗測定	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間	1Y	
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

1.3蓄電池 (P53)

蓄電池の点検項目及び点検内容は、表16による。

表16. 蓄電池

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 外観状況	①全セルについて電槽、ふた、各種柱体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検する。又、据置鉛蓄電池(制御弁式)の交換時期を確認する。	6M	12 条点検
	②封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。	6M	
	③セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。	6M	
	④架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	6M	
	⑤蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	⑥蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。	1Y	
2. 機能	①浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。	6M	12 条点検
	②据置鉛蓄電池の全セルについて、浮動充電中の電解液比重及び温度測定を行い、その良否を確認する。	6M	

拡声装置 (P61)

(a) 拡声装置の点検項目及び点検内容は、表17による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表17. 拡声装置

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 増幅器、操作装置 及び遠隔操作器	①据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。	1Y	
	②表示装置、ランプ等をテストボタン等により点検する。	1Y	
2. マイクロホン	損傷及びコードの接続状態を点検する。	1Y	
3 スピーカー	①据付け状態、汚れ及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	②固定金具、支持ボルト、等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	1Y	

3. 性能試験	音量、明瞭度等の確認を行う。	1Y	
---------	----------------	----	--

誘導支援装置 (P62)

(a) 誘導支援装置の点検項目及び点検内容は、表18による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表18. 誘導支援装置

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 音声誘導装置			
a. レシーバー	①動作状態の良否を確認する。	1Y	
	②音質、音量等の異常の有無を点検する。	1Y	
b. 発信機	①発信状態の異常の有無を点検する。	1Y	
	②発信機表面の汚れ及び損傷の有無を点検する。	1Y	
c. スピーカ	①取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	②固定金具、支持ボルト、等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	1Y	
	③音質、音量等の異常の有無を点検する。	1Y	
d. 磁気センサー	動作状態の良否を確認する。	1Y	
e. 制御装置	①各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無を点検する。	1Y	
	②取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。	1Y	
2. インターホン設備	①機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	②画像、画質、音量、明瞭度、雑音等の有無を点検する。	1Y	
3. トイレ等呼出装置	①機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	②動作状態の良否を確認する。	1Y	

電気時計装置 (P63)

(a) 電気時計装置の点検項目及び点検内容は、表19による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表19. 電気時計装置

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 親時計	①据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。	1Y	
	②親時計の各種接点、機構部分、モータ、各スイッチ等の動作機能を確認し、正確な時刻の規正を行う。	1Y	
	③電源部の充電状態、電解液面及び規定電圧の調整を行う。	1Y	
	④時報器、チャイム、タイマ等の設定時間、動作機能（自動、手動、起動、停止）及び親時計部との時間同調の確認を行う。	1Y	
2. 子時計	①親時計との指示誤差等の調整を行う。	1Y	
	②取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。	1Y	

テレビ共同受信装置 (P64)

(a) テレビ共同受信装置の点検項目及び点検内容は、表20による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表20. テレビ共同受信装置

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 機器・機器収容箱	①取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	②増幅器等の発熱、異音及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	③機器の接栓等の緩みの有無を点検する。	1Y	
2. アンテナ・マスト	①損傷、さび等の有無を点検する。	1Y	
	②支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩みの有無を点検する。	1Y	

監視カメラ装置(P64)

(a) 監視カメラ装置の点検項目及び点検内容は、表21による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表21. 監視カメラ装置

(1/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 固定式カメラ	①フォーカスが適正であることを確認する。	1Y	
	②オートホワイトバランス動作を確認する。	1Y	
	③監視対象の映像が白つぶれとなっていないことを確認する。	1Y	
	④ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	1Y	
	⑤監視に障害となる焼付き、白点、黒点等がないことを確認する。	1Y	
	⑥支持金物・支柱、建物側の取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無並びにネジの緩みや紛失がないかを確認する。	1Y	
2. レンズ	①各レンズ固有の機能が正常に動作することを確認する。	1Y	
	②レンズ締付け及びロックが確実になされていることを確認する。	1Y	
	③レンズ面に汚れがないことを確認する。	1Y	
3.ハウジング	①前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	
	②ケースの腐食、水漏れ及び配線の異常がないことを確認する。	1Y	
	③ワイパー、デフロスタ及びヒータの機能動作を確認する。	1Y	
	④空冷ファンの作動状況(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の良否を確認する。	1Y	
	⑤支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無を確認する。	1Y	
4. モニタ装置	①解像度の低下、ノイズ及び画面歪のないことを確認する。	1Y	
	②明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいが正確に調整できることを確認する。	1Y	

表21. 監視カメラ装置

(2/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
5. 電動雲台	③コンバージェンスのズレ、ホワイトバランス及びブラックバランスを点検する。	1Y	
	④ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検し、終端スイッチを確認する。	1Y	
	⑤画面の明るさ、コントラスト等を点検する。	1Y	
	①動作、回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことを確認する。	1Y	
	②自動首振りすることを確認する。	1Y	
6. リモート操作器	③ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	1Y	
	④支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無を確認する。	1Y	
	①スイッチ操作が表示通り動作することを確認する。	1Y	
	②カメラ、ワイパー等の電源スイッチが確実に動作することを確認する。	1Y	
	③カメラ選択釦の切り換えにより、各制御ができることを確認する。	1Y	
7. レンズ・電動雲台一体型カメラ	④各種スイッチ、つまみ、押釦類の破損・欠損の有無を点検する。	1Y	
	⑤ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	1Y	
	1. 「固定式カメラ」によるほか、次による。		
	①動作及び回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことを確認する。	1Y	
	②プリセット機能があるものはプリセット位置に正しく移動することを確認する。	1Y	
	③回転動作中に画面にノイズが発生しないことを確認する。	1Y	
	④カバーの汚れ、傷等を確認し、清掃を実施する。	1Y	
⑤ケースの腐食及び水漏れの有無の点検を行う。	1Y		
⑥ファン・ヒーターが設置されている場合は、その動作状況の確認を行う。	1Y		
⑦ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態を確認する。	1Y		

表21. 監視カメラ装置

(3/3)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
8. エンコーダ	⑧取付け状態の良否（取付けネジの緩みや取付金具、ポール側の取付け部にさびや腐食が発生していないか）の確認をする。	1Y	
	①エンコーダに接続されたカメラの映像が正常に表示されることを確認する。	1Y	
	②ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	1Y	
9. 録画サーバ	①操作が表示通りできることを確認する。	1Y	
	②映像及び音声が正常に記録・再生できることを確認する。	1Y	
	③機器外観、排気口の汚れ及びほこりの有無を点検する。	1Y	
	④冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がしないことを確認する。また、デジタル記憶媒体が推奨交換時期に達していないか確認する。	1Y	
	⑤ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	1Y	
	⑥ 時計の時刻が正しいことを確認する。	1Y	

外灯 (P68)

(a) 外灯の点検項目及び点検内容は、表22による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表22. 外 灯

(1/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 灯具	①グローブを取外し、灯具の変形、破損及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	②安定器収納部の浸水又はその痕跡の有無を点検する。	1Y	
2. 支持柱	①ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の良否を点検する。	1Y	
	②沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無を点検する。	1Y	

表22. 外 灯

(2/2)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
	③変形、破損及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	④アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアンカーボルト周囲のシーリング材の剥離、欠落等の有無を点検する。	1Y	

雷保護設備

(a) 雷保護の点検項目及び点検内容は、表23による。

(b) 点検周期は、次による。

(1) 年1回点検

表23. 雷保護

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 受電部	取付け状態及び避雷導線との接続状態を確認する。	1Y	12条点検
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無を点検する。	1Y	12条点検
3. 支持管	①支持金物の腐食及び緩みの有無を点検する。	1Y	12条点検
	②支持ボルト周囲のシーリング材の剥離、欠落等の有無を点検する。	1Y	
4. 端子箱	①端子台の緩み等を点検する。	1Y	
	②箱の腐食の有無を点検する。	1Y	
5. 接地極	①接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	②接地極位置等の表示の有無を確認する。	1Y	

受水槽、貯湯槽(P119)

(a) 受水槽の点検・保守は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 受水槽の点検項目及び点検内容は、表24による。

(c) 貯湯槽の点検項目及び点検内容は、「表4. 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク」による。

(d) 保守には貯湯槽内部の清掃も含むものとする。

(e)点検周期は、次による。

(1)年1回点検

表24. 受水槽

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。	1Y	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	1Y	
	③架台のさび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	④架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。	1Y	
	⑤基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。	1Y	
2. 外観の状況 【外部ケーシング】	①水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	②接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	③内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	④マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。	1Y	
3. 付属装置 a. ボールタップ・定水位弁	①浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	1Y	
	②水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。	1Y	
b. 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】	①汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	1Y	
	②水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	③作動の良否を点検する。	1Y	
c. 塩素滅菌器	ボール弁及びサイホンブレーカーの作動の良否を点検する。	1Y	
4. 配管	①変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	1Y	
	②防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	1Y	
	③配管支持の固定点の位置が適切か確認する。	1Y	
	④フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないことを確認する。	1Y	

貯湯槽の清掃

- (a) 清掃の一般事項は、次による。
 - (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。
 - (2) 作業衣及び使用器具は、タンクの掃除専用のものであるとする。又、作業は衛生的に行われるようにする。
 - (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
 - (4) 清掃の周期は、年1回とする。
- (b) 清掃作業は、次による。
 - (1) タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
 - (2) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
 - (3) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。
- (c) 消毒作業は、次による。
 - (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
 - (2) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - (3) 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高压洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - (4) 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
 - (5) 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- (d) 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- (e) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- (f) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

雑用水槽(P120)

- (a) 雑用水槽の保守・点検は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。。
- (b) 雑用水槽の点検項目及び点検内容は、表25による。
- (c) 点検周期は、次による。
 - (1) 6月1回点検

表25. 雑用水槽

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 本体	①雑用水漏れの有無を点検する。	6M	12条点検
	②内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。	6M	
	③漏水及び壁面等の損傷、き裂、さび等の有無を点検する。	6M	
	④マンホールの密閉状態の良否を点検する。	6M	
2. 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】	①損傷及び腐食の有無を点検する。	6M	
	②作動の良否を点検する。	6M	
3. 配管	①水漏れ及び詰まりの有無を点検する。	6M	
	②さび、腐食、損傷等の有無を点検する。	6M	
	③配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	6M	
	④配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	6M	
	⑤防虫網の目詰まり、さび、腐食、損傷等の有無を点検する。	6M	

電気温水器（削除）

(a) 電気温水器の点検項目及び点検内容は、表26による。

(b) 点検周期は、次による。

- (1) 月1回点検
- (2) 6月1回点検
- (3) 年1回点検

表26. 電気温水器

(1/1)

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 固定部	①取付けの状況を確認する。	1Y	12条点検
	②固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検する。	1Y	
2. 外観の状況	①外筒の汚れ、詰まり等の有無を点検する。	1Y	
	②腐食、さび等の有無を点検する。	1Y	
	③内筒の湯垢の付着の有無を点検する。	1Y	
3. 発熱体（ヒーター）	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

4. 温度調節器	給湯温度が規定の許容範囲以内であることを確認する。	1Y	
5. 温度過昇防止器	作動の良否を確認する。	1Y	
6. ボールタップ	①浸水、変形及び水漏れの有無を点検する。	1Y	
	②作動の良否を点検する。	1M	
	③缶内を清掃する。	1Y	
7. 配管	①水漏れの有無を点検する。	1Y	
	②変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	1Y	
8. 弁・付属品	①水道用減圧弁及び逃し弁の作動の良否を点検する。	6M	
	②タイマー類の作動の良否を点検する。	1M	

衛生器具(P126)

(a)衛生器具のの保守・点検は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示の関係法令を遵守し適切に実施する。

(a)衛生器具の点検項目及び点検内容は、表27による。

(b)点検周期は、次による。

(1)6月1回点検

表27. 衛生器具

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 洗面器・手洗器・掃除流し・台所流し	①取付けの状況を確認する。	6M	12条点検
	②き裂、破損等の有無を点検する。	6M	
	③器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無を点検する。	6M	
		6M	
	④排水のひき具合及び詰まりの有無を点検する。	6M	
	⑤トラップの封水の良否を点検する。	6M	
	⑥水圧及び吐水時間（自閉式水栓）の適否を点検する。	6M	
⑦自動水栓及び自閉式水栓の作動の良否を点検する。	6M		
2. 小便器・大便器	①取付けの状況を確認する。	6M	12条点検

	②亀裂、破損等の有無を点検する。	6M	
	③便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等の有無を点検する。	6M	
	④洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無を点検する。	6M	
	⑤排水状況及び詰まりの有無を点検する。	6M	
	⑥トラップの封水の良否及び詰まりの有無を点検する。	6M	
3. 洗浄弁	①洗浄管の詰まりの有無を点検する。	6M	
	②弁を操作して排水状態の良否を点検する。	6M	
	③弁を操作してピストン及びハンドルノブの作動の良否を点検する。	6M	
	④逆流防止器の空気取入口の詰まりの有無を点検する。	6M	
	⑤水圧及び吐水時間の適否を点検する。	6M	

【代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕 ○○県○○市○○○-○-○

〔法人等名〕 ○○株式会社

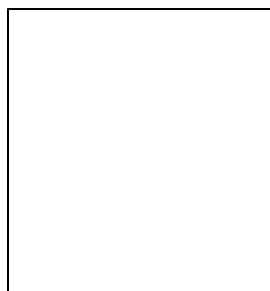
〔氏 名〕 代表取締役 ○○○○ 印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 年 月 日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕 ○○県○○市○○○-○-○

〔法人等名〕 ○○株式会社

〔氏 名〕 代表取締役 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

〔住 所〕 沖縄県○○市○○○-○-○

〔法人等名〕 ○○株式会社

〔代理人氏名〕 ○○支店長 ○○○○

- 委 任 事 項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争参加者の復代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者の代理人）

〔住 所〕 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇

〔法人等名〕 〇〇株式会社

〔代理人氏名〕 〇〇支店長 〇〇〇〇 印

私は、
を
（競争参加者）の復代理人と定め、
下記は一切の権限を委任します。

記

令和 年 月 日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務」の一般競争入札に関する件

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑



【入札書の記載例 1：競争参加者本人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

印

【入札書の記載例 2：代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

代 理 人

〔代理人氏名〕

印

【入札書の記載例 3：復代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

復 代 理 人

〔復代理人氏名〕

印

(案)

委託契約書

業 務 名 国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務
委 託 料 金 〇 〇 〇 〇 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇 〇 〇 〇 円)
委 託 場 所 国立劇場おきなわ(沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下、「甲」という。)と〇 〇 〇 〇(以下、「乙」という。)とは、国立劇場おきなわ電気・機械設備保守点検業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (業務委託)

甲は、乙に対し、第2条記載の業務(以下「本件業務」という。)について、業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、実施することを委託する。

2 甲は、乙に対し、本件業務の委託料として、第4条記載のとおり支払う。

第2条 (委託対象業務)

甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 仕様書「別表 設備一覧」記載の設備の保守点検

第3条 (委託期間)

本契約は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 (委託料)

甲は乙に対し委託料として毎月〇 〇 〇 〇円(消費税別途加算)を支払う。

2 乙は、甲に対し、毎月の委託業務終了後、仕様書記載の業務報告書及び請求書を提出する。

3 甲は、前項の提出資料を検査したうえで、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。

第5条 (業務調査)

甲は、乙に委託した本件業務の履行状況を調査し、必要により乙に対して、業務遂行方法等について、指示できるものとする。乙は、甲の調査の求めがあった場合には、これに協力する。

第6条 (事故時の対応)

乙は、本件業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

(案)

- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

第7条 (業務計画書)

乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

第8条 (権利義務の譲渡等)

乙は、本件業務により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第9条 (再委託の禁止)

- 乙は、本契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
 - 3 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合に、当該第三者が排除対象者(第18条第1項各号に該当する者)であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。
 - 4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合には、業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙が前各項に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第19条第2項から第3項の規定を準用する。

第10条 (施設管理担当者)

- 甲は、本件業務の履行に関し甲の指定する職員(以下「施設管理担当者」という。)を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。
- 2 施設管理担当者は、本契約に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 本契約及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

第11条 (業務責任者)

乙は、本件業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

(案)

第 12 条 (業務関係者に関する措置請求)

甲は、乙の業務責任者又は使用人が本件業務の履行について著しく不相当であると認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第 13 条 (控室等)

甲は、本件業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して仕様書に定める控室等を無償で貸与する。

- 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

第 14 条 (指揮・命令)

甲は、本契約の遂行に際し、現場での調整が必要な場合には、第 11 条に基づき選任された業務責任者に対して指示をするものとする。

第 15 条 (法令等の遵守)

甲および乙は、本件業務に対し、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 乙は、本件業務の遂行にあたっては、安全に関する諸法令および甲の指示する諸規程を遵守し、人身災害および施設事故のゼロを期するため、万全の措置を講ずるものとする。

第 16 条 (報告義務)

乙は、本委託業務にかかる作業状況等を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、甲が求めた場合には、本委託業務の遂行に関する情報を速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本委託業務の遂行の支障となる事案が生じたとき又は生じるおそれのあるときは、甲に対して直ちに報告し、甲と協議し又は甲から指示を得なければならない。

第 17 条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の有効期間内のみならず契約解除後においても、本委託業務の履行に関して知り得た営業上、技術上ならびに個人情報を、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対しても、前項について遵守させなければならない。

第 18 条 (反社会的勢力の排除)

乙は、乙、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等(以下「役員等」という。)が次の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(案)

(1) 次に掲げる者(以下「反社会的勢力」という。)

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

ロ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

ハ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。)

ニ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)

ホ その他反社会的勢力であること。

(2) 反社会的勢力に対し、資金もしくは役務提供等を行うこと又は、反社会的勢力と何らかの取引をすること。

(3) 前各号に掲げることのほか、反社会的勢力と何らかの関係を持つこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、物品の購入強要、寄付金・賛助金強要、機関紙購入強要、示談交渉介入等について暴力的な要求行為又は法的責任を超えた不当な要求等を行うこと。

(5) その他違法行為をもって不正な利益の実現を図ること。

2 乙は、乙の再委託先、再委託先の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等が前項の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

3 乙又は再委託先が第1項各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

第19条 (契約の解除及び違約金)

前条第3項に定めるほか、乙に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき

(2) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき

(3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき

(4) 信用・資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 破産手続開始、特別清算開始の申立て等の事実が生じたとき

2 前条第3項及び本条第1項各号の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

(案)

3 甲は前条第3項及び本条第1項各号の規定により本契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

第20条（乙による契約の解除）

乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項に定める場合のほか、本契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ本契約を解除することができる。

3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

第21条（損害賠償）

乙は、本契約に基づく委託業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

第22条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、当事者が誠意をもって協議のうえ解決する。

第23条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 池田 竹州

乙 沖縄県〇〇市
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第1に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の財団帰属)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

(入札)

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

(2) 開札執行中にある場合は、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にある場合は、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する必要があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、理事長においてやむを得ないと認めるときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録通知書(写)を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第35に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す

ものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。